

「住宅用火災警報器」の設置が 法律で義務化されました。

※改正消防法

○消防法第9条の2

住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。）の関係者は、次項の規定による住宅用火災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であって政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用火災機器を設置し、及び維持しなければならない。

2 住宅用火災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

○改正消防法の適用日

新築住宅 平成18年6月1日以降に工事に着手する住宅では、「火災警報器の設置」が必要です。

※東京都は平成16年10月1日より義務化

既存住宅 各市町村条例で改正消防法の適用日、設置完了期限が定められます。



賃貸住宅のオーナーさま

「火災警報器」の設置は、もうお済みですか？



入居者に安心・安全な居住スペースを提供するのは、
オーナーさまの社会的な責務です。

建物火災での死亡者の約7割は逃げ遅れによるものです。
住宅用火災の犠牲者を減らすために、消防法が改正されました。「安心・安全」への配慮はオーナーさまの責任として、「火災警報器」の設置を進めていきましょう。

設置に関する詳細は裏面のQ&Aをご覧ください